

固定資産評価員選任に関する同意を求めることについて 概要

1 高田 隆男（たかだ たかお）

2 固定資産評価員の設置（地方税法第404条第1項）

「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」

固定資産評価員の設置（朝霞市税条例第76条）

「固定資産評価員の数は、1人とする。」

3 固定資産評価員の選任（地方税法第404条第2項）

「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」

担 当

総務部課税課

固定資産税係 048-463-2875